

## 愛知信用金庫からのお知らせとお願い

当金庫では、渉外支援タブレット端末を使用した渉外活動を実施しており、渉外担当者がお客さまから現金等や、通帳・証書などをお預かりする際およびお届けする際の手続きを明確にするため、以下の取組みを行っております。

何卒ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

### お客さまから現金、通帳・証書、払戻請求書などを お預かりする際の手続きについて

- ◆ 渉外支援タブレット端末を使用した渉外活動では、取引証跡(いつ、どこで、誰と、取引したか)を明確にするために、取引の証しとしてお客さまに専用ペンでご署名(デジタルサイン)いただき、取引内容と署名をイメージ化し電子的に管理いたします。
- ◆ デジタルサイン時には、取引内容に間違いがないかをご確認いただき、ご署名いただきますようお願いいたします。
- ◆ デジタルサインいただきました取引については、原則「受取書」を発行いたしませんので、ご了承ください。
- ◆ 店頭窓口やタブレット端末を使用しない取引については、当金庫所定の「受領票」「取次票」をお渡ししますので、取引内容を確認いただき、通帳・証書等をお渡しするまで保管いただきますようお願いいたします。
- ◆ 定期積金の現金掛込においては、集金印の押印が授受となりますのでサイン等の手続きはございません。回次と掛込月をご確認ください。

### お客さまへ通帳・証書、領収書等を お届けする際の手続きについて

- ◆ タブレット端末を使用した取引に対するお届けの際には、授受を明確にするため、受領の署名(デジタルサイン)をいただきます。
- ◆ 当金庫所定の「受領票」「取次票」をお渡ししたものに付きましては、従来どおり引き換えとなりますのでご了承ください。

取引の際に、サインをいただかない、受領票等のお渡しがないなど、ご不明・ご不審な点がございましたら、お取引店までご連絡ください。